

北洋大臣の設立

——1860年代の総理衙門と地方大官

萩 恵里子

は じ め に	195
I 「南洋大臣」と「北洋大臣」	197
II 総理衙門と李鴻章	201
III 辦理三口通商大臣の改編	204
お わ り に	209

は じ め に

アロー戦争の結果、1861年に総理衙門（総理各国事務衙門）が設立されると、新たに開港された北方の三港（天津・牛莊・登州）に関する通商事務を管理し各国公使との対外交渉を扱う辦理三口通商大臣が天津に設置された。その任にあたったのは、アロー戦争の処理にも携わっていた崇厚である。1870年の天津教案を経ると、この辦理三口通商大臣は直隸総督に兼任され、北洋大臣（北洋通商大臣）と呼ばれるようになった。当時、直隸総督に就任したばかりの李鴻章が北洋大臣となり、日清戦争後に解任されるまで約25年間の長きにわたってこの職を務めたことは有名であろう。

先行研究全般では、北洋大臣は「南洋大臣に倣って」直隸総督の兼任に改められたとされ、この改編に対して特段注意を払っているとは言えない。史料上では、辦理三口通商大臣を「北洋大臣」とし、南洋大臣と合わせて「南北洋大臣」としている例が散見され⁽¹⁾、また、改編の過程で紆余曲折があったわけでもないことから、もともと研究対象としての印象が薄く、注目を集めにくい事象なのかもしれない。先行研究⁽²⁾の着眼点は専ら制度的な権限に偏った論調になっている。例えば王爾敏氏は、三口通商大臣を実際の職権としては北洋大臣の初期形式としつつも、専任であったこと及び欽差大臣の印を持たなかったことから、三口通商大臣を「北洋大臣」系列中の特殊なものとして扱う。つまり、形式的に

は継続したものとして三口通商大臣からの繋がり指摘するものの、制度上の位置づけとしては別のものになったとして継続性を重視していない。そしてこのような王氏をはじめとした諸研究は、「北洋大臣」の制度上の権限や位置づけを論じているにもかかわらず、そのことと一番関連するはずの総理衙門との関係性については掘り下げて検討していないのである⁽³⁾。だが、李鴻章の北洋大臣兼任を上奏したのは他ならぬ総理衙門であり、改編における総理衙門の意図、及び総理衙門との関係性を継続とみるべきかどうか、といった点は安易に看過できない問題である。李鴻章の北洋大臣就任は、中央地方関係の問題とも連動しているからだ。

一般的に、李鴻章が北洋大臣となって他国との交渉で重要な役割を担うようになるにしたがって、交渉における総理衙門の存在・役割は取り立てて注目されなくなっていく傾向にある。というのも、内乱の鎮圧を通じて次第に地方分権的傾向が強まって李鴻章が北洋大臣を兼任し、1876年に総理衙門の影響力の支えであった文祥が亡くなると、総理衙門は外政の中心から外れ、1884年の甲申易枢ですでに凋落していた恭親王勢力の没落が正式に確認される、と言われており⁽⁴⁾、総理衙門と北洋大臣ないし中央と地方の関係は対立として捉えられる。それは李鴻章が北洋大臣を兼任する以前の1860年代も同様で、1869年のオルコック協定に向けた総理衙門の一連の活動は、地方大官を対外政策決定に関与させることになった最初の事例として注目されながらも⁽⁵⁾、結局はイギリスが協定の批准を拒否したことで清朝内での総理衙門の政治的立場が弱くなったと考えられている⁽⁶⁾。ため、続く1871年の日清修好条規締結においては総理衙門が曾国藩・李鴻章の側が積極的に動くよう仕向けていったと言われる⁽⁷⁾ように、地方へ権限が移っていく、ないしは総理衙門の側から積極的に権限を移していく過程として描かれている。これはつまるところ、清末の外政を考えるに際して、外交権力の二元化と相互の対立を前提に考えていると言えよう。

しかし、1884年に朝鮮王朝で起こった甲申政変の収拾過程を見ていくと⁽⁸⁾、清朝外政全体の中で総理衙門と李鴻章がそれぞれ監督と実務という役割を果たしつつ、「内」「外」に対するイメージの付与とその利用を行い、相互に補完しあって交渉全体を成り立たせていたことがわかった。これは一例に過ぎないものの、総理衙門が外政の中心となりうるかどうかは政治的諸条件の変動によるとして対立を重要視する通説に対し、外政が役割分担によってある種一元的に機能していた側面から、対立あるいは協調だけにとどまらない何らかの中央地方の結合面をも考える必要性が想起される。そうであるならば、「総理衙門＝監督」「李鴻章＝実務」となるそもそもの「内在的要因」はどのように考えればよいのだろうか⁽⁹⁾。本稿で取り上げる問題に即して言い換えれば、1860年代から天津教案を経て三口通商大臣の改編にいたる一連の流れはいかに見るべきであろうか。果たして、中央地方の

対立を前提として「総理衙門の政治的立場が弱くなった」という見解に終始し、総理衙門と北洋大臣となった李鴻章を二項対立的に分離させて考えてよいのだろうか。

そこで本稿では、先に述べた「何らかの中央地方の結合面」・「内在的要因」が制度上の位置づけに由来して存在するのではないかという仮説を立てた上で、総理衙門の1860年代の取り組みを踏まえ、総理衙門と北洋大臣李鴻章の関係が構築される1870年の三口通商大臣の改編、すなわち李鴻章が直隸総督と兼任で北洋大臣になることをどう考えればよいのか検討したい。具体的には、①「北洋大臣」職がどのような歴史的背景を有するものだったのか、②改編に至るまでの事情、③どのような実務的变化を促すものだったのか、を考える。

I 「南洋大臣」と「北洋大臣」

1 南北洋大臣それぞれの系譜

そもそも清朝では、アヘン戦争以前において対欧米海上貿易をカントン（広州）一港に制限していた。アヘンの密貿易が問題になると、道光帝は湖広総督だった林則徐を欽差大臣に任命、アヘン問題の処理を命じる。林則徐のアヘン取り締まりを契機にアヘン戦争が起けると、林は退けられて直隸総督だった琦善が欽差大臣に任命され、署理両広総督としてカントンで広東巡撫怡良などと共に交渉に当たることになった。交渉の経過で琦善が処罰されると、欽差大臣杭州將軍耆英らが南京条約を締結することになる。条約の結果、清朝は五港（広州・厦門・上海・寧波・福州）を開港、その通商事務には両広総督が欽差大臣として処理にあたった。これを広東欽差大臣という。この欽差大臣は1859年に上海に移駐され、両江総督が兼務することになる。これが上海欽差大臣である。1858年アロー戦争の結果結ばれた天津条約で、英仏米露四カ国公使の北京駐在が認められたため、清朝では1861年に総理衙門を設立することになり、本稿冒頭で述べたように、新たに開港された北方の三港（天津・牛莊・登州）に関する通商事務を管理し各国公使との対外交渉を扱う辦理三口通商大臣が設置された。同時期、上海欽差大臣の改編論議も持ち上がっていたが、結局李鴻章が江蘇巡撫と兼任することで落ち着き、以後地方大官（両江総督）の兼任が常態化して南洋大臣（南洋通商大臣）と呼ばれるようになる。

この上海欽差大臣改編論議については上野聖薫氏の研究があり、中央と地方の利害対立が指摘されている⁽¹⁰⁾。太平天国の上海攻撃に際し、李鴻章が上海に到着、署江蘇巡撫に任じられると、もともと江蘇巡撫と上海欽差大臣を代理していた⁽¹¹⁾ 薛煥が辦理通商事務大臣に転任することになった。しかし、辦理通商事務大臣は中央・地方の官制上に位置づけ

られていなかったため、管轄地域の地方官を指揮することができず、また俸給・養廉銀とも支給されていなかった。そこで薛煥は辦理通商事務大臣の撤廃を提起、曾国藩は長江通商大臣への改編を提案して、総理衙門・三口通商大臣・長江通商大臣の職掌について恒久的な規定を定めるよう総理衙門に促した。また李鴻章は、新たに開港された「沿江」の対外事務・関税徴収事務をも総理衙門や薛煥に関与させず、曾国藩とともに処理していく体制を構想していた。対して総理衙門は、辦理通商大臣を「沿江」の開港場に移駐して長江通商大臣として欽差大臣の官印を与え、上海及び「沿江」一帯の外交案件を専管させ、さらに当該地域の督撫に兼務させて処理することを提案した。上野氏によると、総理衙門の提案は全国の外政・税務を統一的に管理することを企図し、反乱鎮圧によって台頭してきた地方に対する制御につながるものであり、その意図に気づいた曾国藩は太平天国鎮圧の軍餉確保のため長江通商大臣の設置撤回に傾き、結局、しばらくの間は李鴻章に江蘇巡撫と兼任させ、李に欽差大臣の資格も与えることになる。そうしているうちに内乱鎮圧に伴って通商大臣の兼任・存廃論議は先送りせざるを得なくなり、兼任が固定化して既成事実化し、南洋大臣と呼ばれるようになったという。上野氏は対立を強調するが、事実経過としてはつまるところ、改変にあたって曾国藩から総理衙門と「南北洋大臣」の規定を定めるように要請があったものの、総理衙門は南洋について欽差大臣の官印を持つ地方大官の兼任を提案、地方大官からすれば専任にすると無駄も多い上に兼任であれば財源確保にもなると踏んだため、敢えてそれ以上規定を定める要請をする必要はなくなり、両江総督の兼任が常態化して南洋大臣職が定着したということになる。

このような南洋大臣の系譜に対して、辦理三口通商大臣改編時の李鴻章の上奏によると「咸豐十年十二月に、崇厚は長蘆鹽政を改めて三口通商大臣を授かった」⁽¹²⁾とあり、三口通商大臣は「長蘆鹽政」⁽¹³⁾の流れを引いていると考えられていたことがわかる。

しかし、三口通商大臣就任以前の崇厚については、咸豐十年九月初九日（1860年10月22日）恭親王の保挙に「二品頂戴長蘆鹽運使崇厚」⁽¹⁴⁾、咸豐十年十月十三日（12月24日）の上諭で「候補三四品京堂崇厚、著加恩賞給侍郎銜」⁽¹⁵⁾とある身分であり、総督・巡撫と品級がほぼ同格の「長蘆鹽運使」⁽¹⁶⁾であって、「長蘆鹽政」に任命されていたわけではない。では、なぜ李は「長蘆鹽政」と述べているのだろうか。

咸豐四年（1854年）の条約改正交渉中、白河口交渉において、下交渉に來た米英書記官に対し、天津からやってきた長蘆鹽政文謙が「欽差巡防大臣」として現れ予備的交渉を開始し、その後、北京から派遣されてきた前任長蘆鹽政崇綸が、外国側に対しては「欽差大臣」という触れ込みで到着し、正式会見が行われた⁽¹⁷⁾。実際、崇綸は直隸総督桂良の指揮下に交渉に当たるという資格で派遣されてきており⁽¹⁸⁾、一品の高官とされていて欽差官に

は違いないが、外国側が求めていた「欽差大臣の官印」を与えられた「欽差大臣」ではなかった⁽¹⁹⁾。後述するように、三口通商大臣は欽差大臣の關防（官印）を持っておらず、そうした人物が外国側に対して天津近郊で交渉相手となるという点で、この長蘆鹽政文謙・前任長蘆鹽政崇綸の事例は類似点が見られる。なお、桂良と崇綸は後に総理衙門の大臣になる人物である。

さらに、その他にも「崇厚＝長蘆鹽政」を想起させるような別の事例として、三口通商大臣の設置以前に天津に置かれた外政機関に関わる事例がある。1860年にフランス・イギリスが北京から天津へ引き上げた際、天津でさしあたって両国と対外交渉を行うため、武備院卿恒祺を「辦理海口通商事宜」に命じて天津に駐在させ、二品頂戴長蘆鹽運使の崇厚に補佐させた⁽²⁰⁾。その際加えて、上述した長蘆鹽政の文謙が当時直隸布政使であり、天津での税務の経験も有していることから「辦理通商設埠各事宜」として推薦され⁽²¹⁾、恒祺・崇厚と協同して通商事務を扱うことになった。

先行研究では、三口通商大臣設置直前に天津に置かれたこの機関を北洋大臣の起源（「最早雛形」）とするものもある⁽²²⁾。確かに、李が「崇厚＝長蘆鹽政」と述べたこのような「記憶」から考えても、北洋大臣の起源だというのは確かである。ただ、そのように考えるのであれば更に遡ることができ、長蘆鹽政の現任者ないし経験者と北京からの派遣官が協同して天津で対外交渉にあたるというのが、当時はある種典型的な事例となっていたと言える。李の言う「長蘆鹽政」は広義の意味で「天津で対外交渉にあたる官」であり、このような「記憶」を引き継いだ職である以上、北洋大臣はそうした形式・観念を引き継ぐ存在である。

加えて、天津で対外交渉にあたった者がその後総理衙門大臣として北京で勤務するという任官状況も指摘できる。天津で対外交渉にあたった恒祺・崇厚・文謙のうち、恭親王等はずっと恒祺・崇厚の派遣前に、外国公使の北京駐在に際しては恒祺・崇厚の両名のうち一名を北京に勤務させて外国公使との交渉にあたらせることを提案していた⁽²³⁾。そのため、恒祺はその後すぐに総理衙門大臣となっており、崇厚が天津に残って三口通商大臣として活動していく。

では、天津に残った崇厚の身分はどのようなものとされたのか、節を変えて改めて見ていこう。

2 南北洋大臣の相違

第1節で述べたように、任官状況という背景からしてすでに、北洋大臣は南洋大臣とは別の系統であることがわかる。南洋大臣の系統から総理衙門大臣となったのは、北洋大臣

表1 辦理三口通商大臣と辦理通商事務大臣の相違（1862年）

	辦理三口通商大臣（天津）崇厚	辦理通商事務大臣（上海）薛煥
管轄の開港場	天津・牛莊（營口）・登州（芝罘）	上海・寧波・福州・厦門・広州・潮州（汕頭）・瓊州（海口）・台湾府（安平）・淡水（淡水・鷄籠）・鎮江・九江・漢口 ⁽²⁴⁾
身分	欽差大臣ではない。三四品京堂候補。元々、恭親王等に従属する官員の天津駐在、という扱い。	もとは署理欽差大臣江蘇巡撫だったが、通商事務専職に。欽差大臣。
職務	通商事務を管理。天津の海防も（直隸総督と会同して）。	通商事務（外交事務と関税徴収事務は該当地域の將軍・総督・巡撫が管理。できることは戸部への報告程度）
給料	長蘆鹽政を廃止してその養廉銀を支給（長蘆鹽政は直隸総督の管理に）。	養廉銀の規定なし。

を経て後に総理衙門大臣となる李鴻章以外には、薛煥だけであり、薛煥が務めたのは南洋大臣の地方官兼任が確立する以前の官であった。つまり、「北洋大臣」の系譜に連なる官職の天津勤務者は総理衙門大臣とほぼ相関関係にあり、南洋大臣はそうでなかったといえる。実は後述する天津教案の収拾に際しても、総理衙門大臣が天津に出向、現地の地方大官と協同しており、そうした事例が見られない南洋とは一線を画している。

南北洋ともに専任だった段階（辦理通商事務大臣・辦理三口通商大臣）を簡単に比較すると表1のようになる。

身分が欽差大臣かどうか、給料が規定されているかどうか、が大きく違うこと、この2点の相違がどちらも前節で述べたそれぞれが兼任ないし設置に至るまでの状況を反映していることが見て取れよう。

つまり、南洋大臣が林則徐にはじまる欽差大臣の流れをくみ、アヘン戦争とその後の経緯を通して、地方と一体化している面が強いのに対し、北洋大臣は長蘆鹽政の流れをくんでおり、中央（総理衙門）からの派遣という性格を持っているといえる。

そうした意味で両者は別系統のものであるため、本稿では北洋大臣のみに論点を絞って考察する⁽²⁵⁾。

給料の規定に端を発して改められることになった南洋大臣に対して、同時期には改変されないままであった三口通商大臣は、1860年代を経て何が問題とされ、それを受けてどのように改変されたのだろうか。

Ⅱ 総理衙門と李鴻章

1 総理衙門の取り組み——オルコック協定へ向けて

1858年に締結されたイギリスとの天津条約は、税則や通商関係の条項が十年後に改正できることになっていたため、総理衙門は1860年代半ばから改正に向けての下準備を始める。すなわち、同治五年二月（1866年4月）、イギリス人総税務司ハート（Sir Robert Hart）の意見書「局外旁観論」⁽²⁶⁾と漢文秘書官ウェード（Sir Thomas Francis Wade）の意見書「外国新議略論」⁽²⁷⁾を受けて、総理衙門は地方大官に両意見書を添付し、意見を出させた⁽²⁸⁾。「局外旁観論」は1865年11月6日に総理衙門に提出されたもので、漢文で記述されており、全体として条約の遵守を協調する。「外国新議略論」は1866年3月5日にイギリス公使オルコック（Sir Rutherford Alcock）が総理衙門に送ってきたものであり、条約の遵守も述べられるが、清朝の自強推進を協調する内容であった⁽²⁹⁾。

「はじめに」で述べたように、坂野正高氏はこうした動きを総理衙門が政策決定過程の中に共同責任者として地方大官を巻き込むことを企てたものだとする⁽³⁰⁾。

さらに、総理衙門は1867年1月頃～6月頃には、李鴻章（前南洋大臣、捻軍討伐中）に諮問を発し、曾國藩（6月時点で現两江総督・南洋大臣）を通じて各海関に改正意見を求める⁽³¹⁾。1867年10月には、条約改正問題について論じた機密の「信函」に、予想される外国側の要求を箇条書きにして対策を検討した「条説」を添えて、18名の地方大官に発送し⁽³²⁾、総理衙門と地方大官とが対外問題について緊密に協力することが必要だと強調した。

この経過において問題なのは、総理衙門が以後も折に触れて「総督・巡撫が地方官に適切な処置を命じ、外国が事を起こす口実とすることを免れなければならない、総理衙門が北京に駐在する各国の公使といたずらに口舌を争うことはできない。」⁽³³⁾というようなことを述べないといけないう状況が続いたということである。天津教案直前の状況にもそれがよく表れているので、節を改めて見ていこう。

2 教案への対処と地方官

清末の教案でとりわけ人口に膾炙しているものは、1870年の天津教案であろう。しかし、天津教案以前に各地では教案が多発しており、問題の起きた現地で早期解決できずにいたことが外国側と問題になっていた。例えば、同治九年二月二十日（1870年3月21日）、各地の教案問題について地方官に早期解決を求めた総理衙門の上奏を受け、各省の將軍・督撫に対して出された上諭のなかに、

昨年（同治八年）フランス公使ロッシェシュアルは、四川省などの教案が解決していないことから、自ら北京を出立し、軍艦を率いて安徽省や江西省などに赴いたところ、数ヶ月もたたずに問題が解決した。彼は今北京に戻ってきて、とても得意満面であり、ここに中国官吏の軽視を端的に見ることができる。⁽³⁴⁾

とある。ロッシェシュアルとは、当時フランス代理公使だった Louis Jules Émilien de Rochechouart のことを指す。総理衙門は各地の教案について早期決着を迫られるもなかなか処理できず、相手国が軍艦を持ち出してくることに頭を悩ませており、「ロッシェシュアルが軍艦の力に頼み脅迫して何とかしようとするので、将来各国が次々とその悪事をまね、さらに事態が解決しないことになるのを憂慮」⁽³⁵⁾ していた。

そうしたことも念頭にあって、総理衙門は地方大官に対して問題の早期解決を求めるに際して、

ただ外国のことを取り扱うのは中国のことを取り扱うこととは異なり、また西洋人の気質は事を急ぐ者が多数を占めるので、放任して遅延すれば、彼らは真っ先に非難し、偽りの風潮が高まってくるでしょう。奸民が機に乗じてひっかきまわし（状況が）めまぐるしく変化してしまつては、我が衙門がいたずらに筆舌で争っても何の益にもなりません。各省の督撫・將軍及び南北洋通商大臣らにどうか配下に命じ、外国と交渉するような事件が起これば、すぐにしっかりと調査するよう務め、公平を持して迅速にとりまとめ、少しも偏重し遅延することのないよう、ご命令くださいますようお願いします。⁽³⁶⁾

と述べており、つまるところ、地方で問題の早期解決を図らなければ総理衙門が動いたところでどうにもならないという現状を訴えている。これは後述する天津教案時の事態ともほとんど変わらない。むしろ、以前からの懸案が最終的に爆発したのが天津教案だったと言えるので⁽³⁷⁾、これら天津教案以前の教案について触れておく必要があろう。李鴻章と関連しているために是非とも見ておかねばならない教案は、上述の史料でも出てきた四川西陽州教案と、貴州遵義教案である。

四川西陽州教案は、同治七年十月から十一月中に断続的に発生したもので、それ以前にも案件があった。成都將軍崇實と四川總督吳棠が処理にあたり、同治八年八月に当時湖廣總督だった李鴻章も処理に加わるよう命じられる⁽³⁸⁾。

貴州遵義教案は、同治八年五月初五日に発生し、九月から李鴻章（道員余思樞を派遣）

と貴州巡撫曾璧光が処理にあたった。五月以後は成都將軍崇實（崇厚の兄）も加わる⁽³⁹⁾。

これらの教案処理に関して、同治九年三月二十九日（1870年4月29日）、総理衙門恭親王らの上奏に、ロッシェシュアルが

四川教案はすぐに解決できたものの、宣教師は満足していない。貴州教案はもともと多額の賠償金を求めているわけではなかったのに、ついには利益を図るようになって義を顧みなくなってしまったが、宣教師たちはただ義を以て真相を調査し、事実を子細に考察して決着をつけて欲しいだけである。李鴻章は以前に西陽州案を処理し、宣教師は満足しなかったといえど、彼とはとても意見が合った。李鴻章が兵を率いて陝西省に出発しようとしていると聞いたので、貴州の件がまた棚上げされるのを恐れている。⁽⁴⁰⁾

と言ってきたとある。さらに、四月二十五日（5月25日）の上奏では、貴州教案について李鴻章に心を尽くして処理するように命じるよう総理衙門から上奏し、上諭で李鴻章に任せたところ、四月初五日にロッシェシュアルが翻訳官を派遣してきて、総理衙門大臣との会談で「ロッシェシュアルは遵義教案がまだ解決していないので、天津近辺で李鴻章に会って商議するため、自ら北京を出ようとしている」と言っていた⁽⁴¹⁾、という。つまり、状況としては、ロッシェシュアルが各地を軍艦で威嚇するも、なかなか決着せず、処理を任された李鴻章が陝西省に行くことで棚上げされるのを恐れ、李と直接商議しようとしている、と清朝側では伝えられていた。

李が処理を任されているとはいえ、名指しされている点は、「意見が合う」と述べていたという先の上奏文と合わせて興味深い。フランス側が実際どのように考えていたかは別として、本稿で問題となるのは、このように総理衙門が「フランス側が李鴻章を評価している」という印象を特に清朝内部に対して与えていることである。

1860年代、オルコック協定に向けて地方大官に協力を仰いできた総理衙門は、一貫して「地方で問題の早期解決を図らなければ総理衙門が動いたところでどうにもならない」という見解であった。そうした状況の中、李鴻章という存在が総理衙門のなかで特に期待され重視されるようになっていったようだ。このことは、李が北洋大臣となる伏線になっているとも考えられよう。

Ⅲ 辦理三口通商大臣の改編

1 天津教案の収拾と改編の上奏

天津教案の収拾過程については、すでに先行研究⁽⁴²⁾で仔細が明らかにされており、ここでは贅言を要すまい。ただし、その間の代理も含めた三口通商大臣の任命状況については、北洋大臣の系譜をたどる上でもおさえておかねばならないので、人事を中心として簡単にみていこう。その中で、第Ⅱ章で述べてきた内容との関係性にも注意して考察したい。

言うまでもなく、同治九年五月二十三日（1870年6月21日）の天津教案発生時に三口通商大臣だったのは崇厚であり、彼が欽差大臣の関防を持っていなかったことも、第Ⅰ章で述べた通りである。事件発生から約一ヶ月後、フランス側の態度が急に硬化、天津知府張光藻・知県劉傑及び提督陳国瑞の即刻処刑を求めてきて情勢が逼迫し、交渉決裂の恐れが出てきた上に、崇厚とともに事件の処理にあたっていた直隸総督の曾國藩が病で倒れたため、崇厚は重臣の派遣を上奏する⁽⁴³⁾。曾國藩本人は李鴻章の来津を要請⁽⁴⁴⁾し、現地では交渉の決裂とそうなった場合の軍備に不安が持たれていた。そこで北京から派遣されるのが工部尚書で総理衙門大臣だった毛昶熙である。合わせて、江蘇巡撫丁日昌及び李鴻章の天津派遣も決定する。

毛昶熙は七月初二日に随員を連れて北京を出立し、七月初五日に天津に到着しており、随員の中には刑部郎中の陳欽・刑部員外郎の劉錫鴻といった人物がいた⁽⁴⁵⁾。陳欽については次節で取り上げる津海関道に就任する人物であり、特筆しておくべきであろう。

天津に到着した毛昶熙から、ロッシェシュアルが北京に戻ろうとしていることが伝えられ、もし北京に戻っても天津と手紙のやりとりをしながら議論しないといけないので時間がかかってしまうことを危惧する旨の報告が入ると⁽⁴⁶⁾、上諭はロッシェシュアルと天津で迅速に交渉をまとめ、ロッシェシュアルを北京に帰して事態が滞ってしまうことのないようにするよう命じた⁽⁴⁷⁾。つまり、清朝側としては、北京での交渉となって長引くことを恐れ、あくまでも天津で決着をつける方向であり、結局現地でないと調査や詳細把握ができないということが念頭にあった。

しかし、結局ロッシェシュアルを天津に引き止められず、七月十三日（8月9日）に崇厚が北京へ戻ることになり、後任には大理寺卿で総理衙門大臣の成林が指名される⁽⁴⁸⁾。この間、三口通商大臣の関防は毛昶熙に渡し、暫く毛が代理を務めるようにとの上諭も下された⁽⁴⁹⁾。

七月十五日（8月11日）、総理衙門が前日に北京に戻ってきたロッシェシュアルと会談を行い、その際、ロッシェシュアルから「曾國藩が天津に来て五十日あまりたつが、処理

は遅延し、確かな解決策もなかった」と言われたという。そこで、総理衙門としてはとにかく政府が迅速に処理しないように見えたのが問題だったと解釈し、フランス側のそうした誤解を解こうと交渉する⁽⁵⁰⁾。結局、七月二十六日・二十七日・三十日（8月22日、23日、26日）にフランスの照会があって事は一段落し、最終的に決着がつくのは九月十八日（10月12日）のことであった。

この間、八月初三日（8月29日）には、曾国藩が两江総督に、李鴻章が直隸総督に任命され⁽⁵¹⁾、八月初七日（9月2日）に李鴻章が直隸辺境到着を上奏⁽⁵²⁾すると、八月十五日（9月10日）には李と入れ替わりに毛昶熙は北京に戻るようにとの上諭が下され、毛は先述した陳欽と劉錫鴻を天津に留めて⁽⁵³⁾北京へと戻った。

このように、天津教案の收拾過程においても、1860年代に総理衙門が一貫して述べてきたような「地方で問題の解決を図らなければ北京であれこれ動いたところでどうにもならない」という状況は変わっていなかった。

北京に着いた毛昶熙は九月十六日（10月10日）、三口通商大臣の撤廃を陳情する。それから約一ヶ月後の十月二十日（11月12日）、三口通商大臣を撤廃し、南洋大臣に倣って直隸総督が欽差大臣の資格を与えられて通商大臣の任に当たるようにすることを上奏した総理衙門の提案は、許可されたのであった。

このように、三口通商大臣の撤廃と直隸総督の兼任を陳情したのは毛昶熙であり、それを受けた総理衙門が吏部及び戸部と会議を行い⁽⁵⁴⁾、上諭が下っている。その間に取り立てて意見の対立や論争の跡は見られない。

まず、毛昶熙の上奏内容⁽⁵⁵⁾から見てみよう。毛が言うには、①三口通商大臣は地方の統轄権を持たないため、有事の際迅速に動けないし、海防も直隸総督・提督と話し合わねばならないので、うまく進められない。よって、三口通商大臣を撤廃、五口に倣って直隸総督の兼任とし、欽差大臣の関防を与える。②海関道設置の有無は直隸総督に任せる。③有事の際には天津に駐在、何も無ければ保定に帰らせる。④名声も人材も持っている李鴻章がよい。⑤滄州の銘軍各営は楊村・河西務・王慶坨に分駐させる。要所を選んで砲台の修築を行う。⑥北京東側の水利を任せる、というような大要であった。

次に、毛の陳情を受けて総理衙門が上奏した内容⁽⁵⁶⁾の大要は、①三口通商大臣を撤廃、洋務海防を直隸総督の管轄に帰し、南洋大臣の例に倣って欽差大臣の関防を与える。②山東の登萊青道が所轄する東海関、奉天の奉錦道が所轄する牛莊関も統轄させる。③春、氷が溶けたら天津に駐在、冬は保定に帰らせる。ただし、天津でしなければならないことがある際はこだわらなくてよい。④李鴻章に練兵させる。⑤滄州の銘軍各営を楊村・河西務・王慶坨に分駐させ、砲台を修築するかどうか、李鴻章に検討させる。⑥北京東側も合わせ

て李鴻章に処理させる、である。

それに対して上諭⁽⁵⁷⁾は、①三口通商大臣を撤廃、洋務海防を直隸総督の管轄に帰し、南洋大臣の例に倣って欽差大臣の関防を与える。②東海関・牛莊関の統轄。③天津と保定駐在の件は総理衙門の案でよい。④李鴻章に練兵させ、楊村・河西務・王慶坨に分駐させ、砲台を修築するかどうかも任せる。⑤北京東側の諸州県の水利。⑥海関道設置の有無も李に報告させる、として毛昶熙及び総理衙門の上奏内容をほぼそのまま踏襲している。

三口通商大臣からの変化としては、①欽差大臣の関防を持つ。②直隸総督も三口通商大臣も管轄下になかった東海関（これまでは登萊青道の所轄）と牛莊関（これまでは奉天奉錦道の所轄）を統轄することになる。③保定と天津を行き来して駐在する。④天津の海防を全面的に任されることになる。なお、北京東側諸州県の水利も海防の一環という位置づけである。⑤専任の津海関道を設置する、が挙げられることになる。②は結局、直隸総督の統轄下に津海関道を設置して管理させることになるので、⑤と一体化した内容と考えてよい。

ここで注目すべきは、海関道の問題である。まだ上諭が下る前の段階で、李鴻章はすでに津海関のことで誰をそのポストにあてるかについて、江蘇巡撫の丁日昌に話している⁽⁵⁸⁾ので、海関道の話は関係者の間では了承済みで事が運んでいたようである。だとすれば、毛昶熙・李鴻章ら天津教案の収拾に関わった者たちが同意を形成しての上奏であり、おそらく天津教案という事態に際して関係者がかなり大きな問題意識を共有したことだったのではないと思われる。

それでは、実際に設置を任された李鴻章は、新たな津海関道をどのようなものにしようとしたのだろうか。

2 津海関道の位置づけ

上諭に対する李鴻章の返答⁽⁵⁹⁾は、

目下最も急務なのは、まず海関道1名を設置すべきことです。思いますに、咸豊十年十二月の間に崇厚が長蘆鹽政を改めて三口通商大臣を授かりましたが、官位はあきらかに低いものでした。条約に準じて、通商大臣と領事との交渉儀礼についてははっきり記載されてはおらず、公文書をやりとりするには、互いに照会を出して平行文で行って来ました。崇厚が侍郎に推挙拔擢されるに及び、しきたりになって久しく、改めがたいことです。ここで私が総督と兼任し、また特別に欽差大臣の印を与えられましたが、諸外国との条約で（領事と道台が対等というような）規定があり、やりと

りして融通を利かせるには都合が悪く、国体を軽んじることになり、外国人が見下すようになってしまいます。また、私は以前に南洋通商大臣を5年兼任していて、旧例は依然存在しているので、全てのやり方を変更するわけにはいきません。海関道を設置することについて思いますに、各開港場における現行の章程と照らし合わせ、道員と領事・税務司らに責任を持たせて、全てを商議して処理させ、場合によっては、私に上申〈稟〉して可否を決定いたします。通知〈知照〉すべき事件があれば、私がすぐに命令を出し〈割〉て津海関道に命じ、領事に通達して命令通り行います。行き来して会合する際の儀礼については、力を尽くして適宜相談しますが、これは事を待つて処理するのには些細なことながら、動かせば体制に関わるので、気をつけたいことはないでしょう。また、内外の交渉案件では、外国人はしばしば無理を通そうとしますので、海関道が上の指示を受けて下達し、上諭を知らせて調停すれば、簡単に調停できますが、ただ常関・洋関の税金（を取る）だけでなく専任にすべきです。

と言う。第I章でも述べたように、三口通商大臣職は「長蘆鹽政」の流れをくむものだ、という理解が伺えるのはもちろん、ここで注目すべき点は、通商大臣と領事とが直接交渉すると通商大臣が侮られることになり都合が悪いので、海関道を設置し、「通商大臣—(同格)—領事」から「通商大臣—(上下関係)—海関道—(同格)—領事」へと外国側とのやりとりを変えようとしていることである。上諭もこれを支持し、海関道のポストが空けば直隸総督に選ばせることとし、その他未決のことについて李鴻章に早急に決定するよう求めた⁽⁶⁰⁾。上諭を受けた李鴻章は、ひとまず天津の旧関の印を使うこと、旧関の道台である陳欽を新たな津海関道に任じることを伝え、

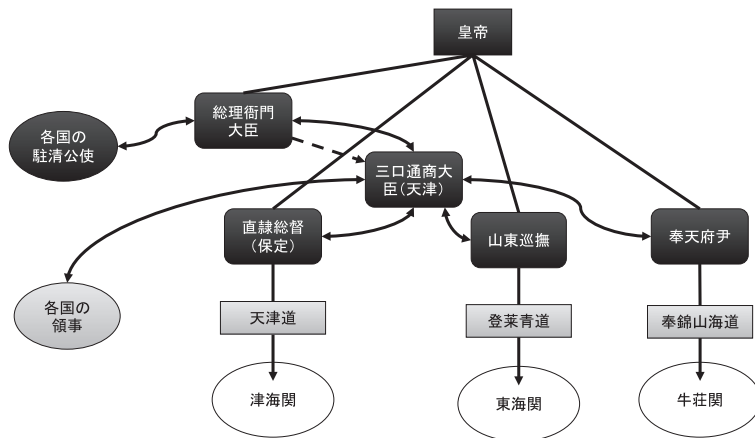
天津に海関道を設置することについて思いますに、もとより内外の交渉事があれば、まず海関道が各国の領事と会談・商議してから、その上で詳しく上申〈稟〉を行うことで簡便になります。重大な事柄であって、もし海関道と領事官の意見が合わず、迅速に決することができないのであれば、はじめて上申〈稟〉して北洋大臣にどのように処理すべきか処置を命じるよう請い、軽々しく些細なことを行ったり、普段北洋大臣が親身に領事官と会って商議すべきことを免れれば、表向きは条約遵守、一面でこちらの体制維持に繋がります。⁽⁶¹⁾

と述べており、ここに新たな津海関道の概括的な位置づけが表れている。

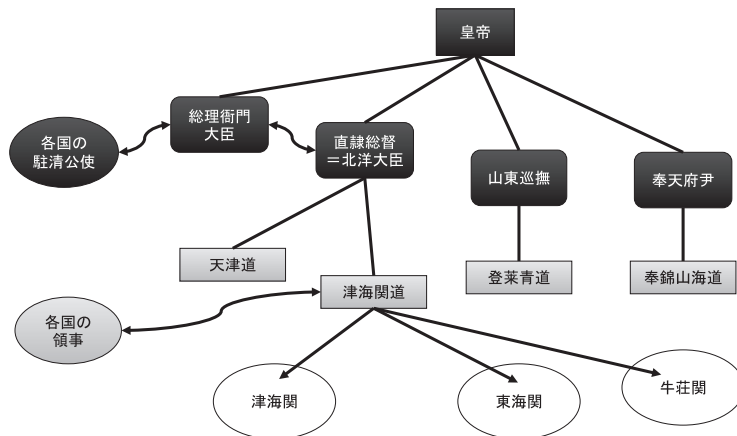
葉開鋒氏によると、辦理三口通商大臣の改編以前、「領事官と道台が同格、副領事官と知

府が同格」という規定が各国との通商条約に記載されており、知縣は直接外国領事と交渉することができず、三口通商大臣は品級が道台・知府より高く、また朝廷が特派した官吏であるので、外国領事官は直接交渉できず、天津の知府・道台に取り次いでもらわねばならなかったのだという⁽⁶²⁾。この条約規定というのは、例えば1858年のイギリスとの条約を指す⁽⁶³⁾。先に述べた李鴻章の史料からも推察されるように、条約には通商大臣と領事については明確な規定がなく、慣例で対応していたものとおぼしい。三口通商大臣が領事や地方官と直接平行礼でやりとりしていたのに対して、南洋大臣は早くから総督が兼任しているためにその統属下にある道台が領事とやりとりを行えばよかった。このようなやりとりの関係を第1節で述べたことと合わせて図にすると、次のようになる（線は統轄、矢印は管轄、破線矢印は派遣・出先⁽⁶⁴⁾、両矢印は話し合いややりとり（≒同格）・日常的な交渉を示す）。

【改編以前】



【改編後】



こうして、直接のやりとりは津海関道と領事が「照会」（平行・対等）を用いながら清朝内部では津海関道が北洋大臣に「稟」（上申）することで、間接的にはあるものの、三口通商大臣の時よりも北洋大臣の格が相対的に高まるような形に改められたことになる。本稿第Ⅱ章から述べてきたとおり、1860年代を通じ天津教案まで問題となっていたことは地方で迅速な問題解決ができないことと外国に侮られることであった。専任の海関道を置いて問題を処理させることと北洋大臣が欽差大臣の印を持つことが、これらの問題に対応していることもわかるだろう。

李は、新設の海関道を専任にすることについて、

思いますに直隸省の道台のポストはあらゆる要地であり、改変・併合はできません。天津道は海運の処理を請け負っており、一年間で南方からの輸送は百万石あり、天津道から絶え間なく運河に接続させ通州にやるので、忙しいことこの上なく、洋務を兼任することはできないでしょうし、行うにあたって一方に偏ってしまいます。

と述べ、津海関道を設立して洋務と新旧税関の仕事を専管させる、としている⁽⁶⁵⁾。南洋大臣管轄下の海関道は従来専任ではなかった⁽⁶⁶⁾ので、この点は「南洋大臣に倣って」いないものである。外国領事との日常的なやりとりや洋務を専管するという点からすると、これは三口通商大臣の日常的な実務が北洋大臣配下に新設された海関道へ移行したとも考えることができよう⁽⁶⁷⁾。逆に、それ以外の特殊な実務にあたる「重大な事柄」・「海関道と領事官の意見が合わず、迅速に決することができない」ような実務、例えば三口通商大臣が1860年代に担ってきた各国との条約締結にあたるものは、北洋大臣に引き継がれたことになる。

お わ り に

以上のように考えれば、はじめに提示した「総理衙門＝監督」「李鴻章＝実務」となる「内在的要因」という問題は端的には次のように説明できる。まず第Ⅰ章第1節で述べたように、北洋大臣は「天津で対外交渉にあたる官」で「総理衙門の出先機関」という形式・観念を引き継ぐ存在であったこと、そして第Ⅲ章第2節でまとめたように、三口通商大臣の実務のうちルーティンワークには相当しないような特殊な実務を引き継いだこと、この二点が北洋大臣の存在を内在的に規定していたのではないだろうか。

林則徐にはじまる欽差大臣の流れをくみ、地方と一体化した要素が強い南洋大臣に対し、

北洋大臣は長蘆鹽政の流れをくみ、中央（総理衙門）からの派遣という性格が強く、「北洋大臣」の系譜に連なる官職の天津勤務者が後に総理衙門大臣に就任するという事例がかなりみられた。こうした任官状況は南洋大臣の系譜には薛煥を除いては見られず、また、「北洋大臣」は、三口通商大臣時に総理衙門大臣が天津に出向して現地の地方大官と協同したり、直隸総督の兼任となってもその配下の津海関道に総理衙門から出向してきた陳欽があたり、相関関係があった。

1860年代、オルコック協定締結に向けて動いた総理衙門は、「地方で問題の早期解決を図らなければ総理衙門が動いたところでどうにもならない」という見解を折に触れて地方大官に示してきた。それは1870年の天津教案であってもそれ以前の教案の処理であっても同様だった。天津教案の収拾過程において、総理衙門を含めた中央は一貫して地方での問題解決を指示している。事態が収束に向かうと、天津から北京に戻った総理衙門大臣の毛昶熙は、三口通商大臣の改編について上奏する。上奏内容のうち、新たな津海関道の設置については、天津で処理にあたった人々の間で共通認識がもたれたものだったと考えられる。子細を任された李鴻章は、外国領事とのやりとりについて専任の海関道を設置することで相対的に通商大臣の格を高め、これまで三口通商大臣が担ってきた日常的な実務に相当する部分を新たな海関道に引き継がせた。結果的にそれ以外の特殊な実務は自身が担うことになる。

加えて、このような動きを総理衙門側から見れば、このタイミングで通商大臣の改編に踏み切ったことにはもう一つ理由があったと推測できる。毛昶熙が三口通商大臣改編を上奏する直前の九月初四日（9月28日）、外務権大丞の柳原前光を長とする明治政府の使節団が天津に到着、初七日・初八日（10月1日・2日）には三口通商大臣成林と直隸総督李鴻章を尋ねてきた。初九日（3日）に李鴻章は総理衙門に対して日本との条約締結に賛成する旨を表明しており、毛昶熙が三口通商大臣撤廃の上奏を行うのはその一週間後であった。四日後の九月二十日（10月14日）には、柳原らが成林に渡した「日本国清国条約草稿」（柳原私案）が総理衙門に届く⁽⁶⁸⁾。柳原らは九月二十五日（10月19日）に天津を出立するものの⁽⁶⁹⁾、清朝内ではその前日の九月二十四日（10月18日）に総理衙門が柳原私案の提出を受け、条約締結は避けられないとみて、李鴻章等の意見に同意することを示す上奏を行い⁽⁷⁰⁾、十月初八日（10月31日）には、日本が全権大臣を派遣して天津に来るなら、欽差大臣を派遣して条約を議論することを上奏する旨を日本使節に伝える⁽⁷¹⁾。総理衙門が三口通商大臣撤廃を上奏するのは十月二十日（11月12日）なので、ちょうど「直隸総督に欽差大臣の関防をもたせる」という内容の入った毛昶熙の上奏を議論していた最中であった。状況から判断して、日本との交渉に際して欽差大臣に李をあてることを見越した可能性が

高い。総理衙門は、長蘆鹽政の流れをくんで総理衙門と関係が深いという背景を持つ通商大臣のポストに李をあてることで、地方の協力を得て新たな体制を構築したことになるだろう。

「はじめに」で述べたように、先行研究は総理衙門と北洋大臣李鴻章（あるいは地方大官）を分離して二項対立的に捉えた上で、暗にオルコック協定の失敗をそのまま総理衙門の失敗や限界として見ており、以後の中央地方の対立・並存の端緒として位置づけている。しかし、北洋大臣は制度上の位置づけからすれば「中央からの派遣で総理衙門の出先機関」という系譜を引き継ぐものであり、そうした職を地方官が兼任するということは、概念的には中央と地方という枠組みで単純に切り分けることのできない官職・地位ができたことと捉えられよう⁽⁷²⁾。敢えて先行研究の言葉を借りるならば、やはり総理衙門はうまく「地方大官を巻き込」⁽⁷³⁾んでいったのだといえる。ただし、それには李鴻章という個人の資質が大きく影響しており、李なくしてはこうした体制にはなり得なかったと考えられる。第Ⅱ章第2節で述べたように、外国側が李を交渉相手として評価しているということを経理衙門が強調していることがその証左である。加えて、李が日本との条約締結に対し、積極的であったことも大きい。李という個人あつての“北洋大臣”設立だった。

総理衙門の研究においては、必ず南北洋大臣とその総理衙門との関係は触れられるものである。そしてそれらは基本的に総理衙門と北洋大臣李鴻章の力関係を二項対立として見る傾向にある⁽⁷⁴⁾。そうした理解が暗黙の前提となっているがゆえに、清朝本国の外政機関を包括的に捉えること、すなわち総理衙門と北洋大臣を合わせて考え、両者の関係性について改めて考察することは、これまで課題として認知されてこなかったとおぼしい⁽⁷⁵⁾。もちろん、例えば軍事面で中央が地方を牽制・監視するというような側面もあろう⁽⁷⁶⁾。単に「中央」といった場合にもその内実が何を指すか、朝廷内の力関係がどのようになっているか、という点も問題である。「監督」といってもその統制の度合いは様々で、対立と協調は表裏一体のものであるので、清朝全体の共通意識・協同事項が何であり、牽制・統制はどこまで行われるのか、制度や人的関係において中央と地方が結合・融合している側面がどの程度あるのか、今後はそのバリエーションを多角的に考えていかねばならないだろう。

【附記】本稿はサントリー文化財団研究助成2014年度後期「若手研究者による社会と文化に関する個人研究助成」（鳥井フェロー）の成果の一部である。

註

- (1) 例えば、『籌辦夷務始末（同治朝）』中華書局、2008年、全10冊（以下『籌辦夷務始末（同治朝）』）巻69〔2226〕同治八年十月二十五日などがある。後述する王爾敏氏の研究では、同治初年に長江以北の三口を南洋各口に対して北洋三口と呼ぶようになり、通商大臣も南洋に対して北洋と呼ばれるようになったとされている（王後掲論文「南北洋大臣之建置及其權力之拡張」134頁）。このように、“北洋大臣”という場合には、単に北方の開港場を統轄する役職を総称するという（三口通商大臣とその改編後の北洋大臣をまとめていう）場合がある。本稿では混乱を避けるため、直隸総督兼任の北洋大臣と三口通商大臣を総合して述べる場合は「北洋大臣」と括弧をつけ、そうでない場合と区別することにする。
- (2) 代表的な研究として、銭実甫『清代の外交機関』三聯書店、1959年；王爾敏「南北洋大臣之建置及其權力之拡張」中華文化復興運動推行委員会編 中国近代現代史論集『外交』台湾商務印書館、1985年（初出は『大陸雜誌』第20巻第5期、1960年）；呉福環『清季総理衙門研究』文津出版社、1995年などがある。
- (3) 先に挙げた研究で言えば、王爾敏氏が南北洋大臣は総理衙門の統属下にあったとするのに対し、銭実甫氏・呉福環氏が南北洋大臣は総理衙門に属していないとする。これらの相違は、制度面・実態面のいずれを重視するかにもよるし、また実態面で問題になるのが人的要素であることから、南北洋大臣それぞれの前身も含め、いつの時点を重視するかにもよる。三者の論理から考え得る総合的な見解としては、制度として統属関係にはないものの人的繋がりや判断を仰ぐ場合があることから実質的には統属関係にあった場合がある、と見なすことはできる。しかし、先行研究全般はこの点をこれ以上に掘り下げて論じていないため、曖昧なままになってしまっている。また、三口通商大臣ないしその改編を扱う専論もその点は同様である。例えば、葉開鋒「三口通商大臣裁撤原因探析」『中北大学学报（社会科学版）』第23巻第1期、2007年；葉開鋒「清季三口通商大臣職能考述」『中北大学学报（社会科学版）』第26巻第3期、2007年；李新軍「論三口通商大臣在晚清外交中的地位」『科教文匯』2008.09、2008年；張振鵬「試論晚清直隸總督参与外交」『近代中外關係文集』社会科学文献出版社、2011年（初出は『義和団運動・華北社会・直隸總督』河北大学出版社、1997年）がある。北洋大臣については、李新軍「論北洋大臣在晚清外交中地位的崛起」『消費導刊・文化研究』2008.8、2008年もあるが、総理衙門との関係性については後述の坂野氏や他の先行研究同様の見解が簡単に述べられているだけである。
- (4) Banno, M., *China and the West 1858–1861, the Origins of the Tsungli Yamen*, Cambridge: Harvard University Press, 1964. pp. 245–246. 及び坂野正高「総理衙門の設立過程」近代中国研究委員会編『近代中国研究』第一輯、東京大学出版会、1958年、76頁を参照。
- (5) 坂野正高氏は「北京の外交当局が当面している難渋な諸問題をこれらの文書（「局外傍觀論」「外国新議略論」一筆者）を借りて地方大官に投げかけ、彼らを政策決定の過程の中に共同責任者として引きずり込むことを企てた」とする（『近代中国外交史研究』岩波書店、1970年、230頁）。
- (6) 坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会、1973年、286頁。
- (7) 坂野前掲書『近代中国外交史研究』247頁。
- (8) 拙稿「甲申政変の収拾と清朝外政——日清交渉における総理衙門と北洋大臣李鴻章——」『東洋学報』第96巻第3号、2014年。

- (9) この点は、岡本隆司「清末の対外体制と対外関係」飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史1 中華世界と近代』東京大学出版会、2009年（第1章所収）23-25頁への問題提起でもある。また、岡本隆司「清仏戦争の終結—天津条約の締結過程—」『京都府立大学学術報告（人文）』61、2009年、註24の問題を考えることにも繋がるだろう。
- (10) 上野聖薫「1860年代初頭の中国における上海欽差大臣改編論議」『史潮』68、2010年。上野氏の論を中央地方の対立を意識しすぎずに考えれば、「総理衙門＝監督」「李鴻章＝実務」という構図や本稿で述べる論旨とも一致するように思われる。恭親王が通商大臣職を兼任にするか完全に撤廃するか判断をすぐに行わずに情勢を見て判断することにしたにも関わらず結局行わなかったことについて、上野氏は捻軍鎮圧に曾国藩や李鴻章の力を借りざるを得なかったため議論を先送りしたのだと言う（115頁）が、本稿第Ⅱ章で述べる状況からすると、「力を借りざるを得なかった」というよりむしろ「借りたかった」のだという方が恭親王の意図としては正鵠を得ているのではないか。
- (11) 薛煥は咸豊十年（1860年）四月に両江総督何桂清が逃亡したため両江総督を代理、欽差大臣も代行することになり、五月には徐有壬の後任として江蘇巡撫に就任、両江総督の代理も依然として続いているという状況だった。六月に入ると曾国藩が両江総督を実受され、欽差大臣として江南の軍務を監督することになり、薛煥は曾国藩の指揮の下、太平軍の鎮圧にあたっていた。そのため、江蘇巡撫でありながら、上海欽差大臣として開港場の対外事務・関税徴収事務の管理を担っていた。上海欽差大臣の兼務は両江総督だと先に述べたが、こうしたいきさつがあって江蘇巡撫との兼任になっている。
- (12) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻78〔2570〕同治九年十月庚申「李鴻章奏遵旨酌議應辦事宜摺」3170頁。原文は「咸豊十年十二月間、崇厚由長蘆鹽政改授三口通商大臣」。
- (13) 鹽政とは、各省における塩務の最高官庁である。もともと、長蘆・両淮・両浙には一年の任期で都察院の給事中御史から派遣され、福建・甘肅・四川・両廣は総督が兼官、山西・雲南・貴州は巡撫が兼官しており、これが道光年間に両淮・両浙も兼官となり、山東の塩務も長蘆鹽政から山東巡撫に移されたものの、長蘆鹽政だけはまだ専官として残されていた。しかし、咸豊十年に長蘆鹽政も直隸総督が兼ねることになり、その給料は三口通商大臣に充てられることになる。
- (14) 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』中華書局、1979年、全8冊（以下『籌辦夷務始末（咸豊朝）』）巻66〔2526〕咸豊十年九月己亥「奕訢等又奏辦理需員察看崇厚等堪以差委片」2473頁。
- (15) 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』巻70〔2721〕咸豊十年十月壬寅「上諭」2655-2656頁。
- (16) 正式名称は「○○等處都轉鹽運使司鹽運使」。長蘆・山東・両淮・両浙・廣東に各1名ずつ置かれ、鹽政の実際の事務を管轄する。本来なら「鹽運使」であるところを李が「鹽政」としていることは、第Ⅲ章第2節で述べるように、概念的には崇厚の「鹽運使」（実際の事務）の部分の津海関道に引き継がれ「鹽政」（統轄）が北洋大臣に引き継がれたということとも合致する。
- (17) 坂野前掲書『近代中国外交史研究』70-71頁。
- (18) 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』巻9〔352〕咸豊四年八月乙丑「上諭」；〔353〕咸豊四年八月乙丑「廷寄」。
- (19) 坂野前掲書『近代中国外交史研究』91-92頁。
- (20) 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』巻68〔2615〕咸豊十年九月丙辰「奕訢桂良文祥奏擬令恒祺崇厚辦理海口通商事宜摺」。恒祺・崇厚の両名は恭親王のスタッフとし、通商事務は彼らが処

理してもよいが、重要案件は恭親王等に報告し、上奏すべき問題は恭親王等から上奏する、とされていて、恒祺・崇厚は恭親王等に従属する官員扱いであった。上野聖薫「『南北洋システム』の成立——アロー戦争直後における清朝外政機構の再編についての一考察——」『愛知学院大学大学院文学研究科文研会紀要』14、2003年、26頁も参照。なお、上野氏はこの論文で南北洋大臣を並列に扱っている。成立時は上野氏が述べるような経緯や意図で設立されたとしても、本稿で述べる内容から考えると南北洋は厳密にはそれぞれ別物として扱わねばならない。

- (21) 推薦したのは直隸総督の恒福。『籌辦夷務始末（咸豊朝）』巻69〔2659〕咸豊十年十月甲子「恒福奏請敕文謙赴津辦通商吳廷棟回省辦防務摺」。上野前掲論文「『南北洋システム』の成立」26頁も参照。
- (22) 呉福環『清季総理衙門研究』文津出版社、1995年、30頁。呉氏によると、これは新たな官を任命したわけではなく、あくまで「差使」であったという。
- (23) 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』巻68〔2615〕咸豊十年九月丙辰「奕訢桂良文祥奏擬令恒祺崇厚辦理海口通商事宜摺」。
- (24) 1861年の上諭「広州・福州・厦門・寧波・上海、及内江三口・潮州・瓊州・台湾・淡水各口通商事務、著署理欽差大臣江蘇巡撫薛煥辦理」(『籌辦夷務始末（咸豊朝）』巻72〔2753〕咸豊十年十二月己巳「上諭」)を参照。南京もすでに開港場として指定されているが、実施されるのは1899年であり、安平の付属港から取って代わる打狗の開港が決定・実施されるのは1863年である。瓊州（海口）・台湾（安平）・淡水（淡水・鷺籠）の開港実施は、それぞれ1876年・1865年・1863年のこと。なお、同様に牛莊（營口）の開港実施も1864年である。また、辦理通商事務大臣の改編が議論された際、「内江三口」（鎮江・九江・漢口）に通商大臣を立てるかどうかは論点になっていた（上野前掲論文「1860年代初頭の中国における上海欽差大臣改編論議」107-108頁を参照）。
- (25) 南洋大臣だった李鴻章が北洋大臣となることの意味をさらに追求するには、南洋大臣まで含めて南北洋の実務の変化も追わねばならない。ただ、本稿の目的からすると議論が拡散しすぎてしまうので、今後の課題としたい。
- (26) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻40〔1404〕同治五年二月丙午「總稅務司赫德局外傍觀論」。
- (27) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻40〔1407〕同治五年二月丙午「英參贊威妥瑪新議略論」。
- (28) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻40〔1402〕同治五年二月丙午「奕訢等奏赫德威妥瑪各遞議論應交沿江海督撫大臣妥議密陳摺」。
- (29) 「局外旁觀論」及び「外国新議略論」については、上述の註で挙げた史料の他に坂野前掲書『近代中国外交史研究』226-231頁なども参照。
- (30) 註5。ただし、坂野氏はこのような1860年代の取り組みと三口通商大臣の改編を有機的に結びつけて明確に論じているわけではなく、「はじめに」で述べたように、権限や責任者としての比重を地方側に移していく（ないし移されていく）一連の流れとして捉えている。その経過として、オルコック協定の失敗がこの一連の流れを加速させたものと考えている。坂野氏の筆致からするとこの流れを積極的に評価しているのかしていないのかはやや微妙ではあるが、1860年代後半からの取り組みが結局のところ総理衙門の権力を低下させることに繋がったと見ていることからして、暗にオルコック協定の失敗をそのまま総理衙門の失敗や限界として見ていることになるだろう。この点については「おわりに」でも述べる。
- (31) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻49〔1725〕同治六年五月丁卯「奕訢等奏明年五月為重修各

- 國條約之限已派章京造冊請飭通商大臣咨送能員以備查詢摺」；卷50〔1767〕同治六年九月乙丑「突訢等奏豫籌條約請飭各將軍督撫大臣各抒所見摺」。
- (32)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷50〔1769〕同治六年九月乙丑「總理衙門密函」；〔1770〕同治六年九月乙丑「總理衙門條說六條」。
- (33)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷40〔1402〕同治五年二月丙午「突訢等奏赫德威妥瑪各遞議論應交沿江海督撫大臣妥議密陳摺」。原文は「全賴各督撫大臣、督飭地方官處置得宜、方免外國藉口生事、非臣衙門所能與各該國住京使臣徒以口舌相爭」。
- (34)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷71〔2292〕同治九年二月丙辰「廷寄」を参照。原文は「上年法國使臣羅淑亞、因四川等省教案未結、自行出京、攜帶兵船、赴安徽・江西等省、不過數月、各案俱結。該使臣現在回京、頗鳴得意、是其輕視中國官吏、已可概見」。
- (35)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷71〔2291〕同治九年二月丙辰「突訢等又奏請飭江蘇福建迅辦英國未結各案片」。原文は「果如臣等所慮、以羅淑亞藉兵船要挾為得計、將來各國紛紛效尤、更屬不成事體」。
- (36)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷71〔2289〕同治九年二月丙辰「突訢等又奏請法使羅淑亞藉兵船要挾請飭各省外國案件持平速結摺」。原文は「第辦外國事、與辦中國事不同、且洋人情性〔性情〕、急躁居多、一任遲延、則彼先有詞、訛詐之風大起。而奸民乘機簸弄、變幻日生、臣衙門徒以筆舌相爭、於事何補。相應請旨飭下各省督撫・將軍及南北洋通商大臣等、切飭所屬、遇有中外交涉事件、務即認真查辦、持平迅結、毋得稍任偏倚拖延、以遏患萌而維大局」。
- (37) 第三章で後述する天津教案の收拾過程においても、状況は一貫して「地方で問題の解決を図らなければ総理衙門が動いたところでどうにもならない」というものであり、その意味で、この收拾過程には1860年代中ずっと総理衙門が向き合ってきた問題が集約されているといえる。
- (38)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷64〔2068〕同治八年正月辛巳「崇實吳棠奏西陽民教仇殺現飭查辦摺」；卷64〔2078〕同治八年二月庚戌「突訢等奏西陽民教仇殺現籌辦理情形摺」；卷67〔2170〕同治八年八月丁巳「廷寄」；卷69〔2217〕同治八年十月甲寅「李鴻章奏遵查川黔教案並派員余思樞赴黔會查摺」。
- (39)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷68〔2174〕同治八年九月癸酉「突訢等奏貴州遵義教案請飭查明妥辦摺」；卷68〔2175〕同治八年九月癸酉「廷寄」；卷69〔2217〕同治八年十月甲寅「李鴻章奏遵查川黔教案並派員余思樞赴黔會查摺」；卷69〔2218〕同治八年十月甲寅「廷寄」；卷72〔2312〕同治九年五月庚午「突訢等奏請添派崇實赴黔會同辦理摺」。
- (40)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷72〔2300〕同治九年三月乙未「突訢等奏貴州遵義教案請飭迅結摺」。原文は「該使臣似亦醒悟、略有轉圜、據稱“四川教案、可結即結、並未滿足教士之意、貴州教案、原不任令索取多金、竟似圖利而不顧義、伊惟願將義應為查辦明確之處、覈實清結。李鴻章前辦西陽州案、教士雖不滿意、與伊意見甚合、聞李鴻章將次帶兵起程赴陝、恐貴州事又復高閣”等情」。
- (41)『籌辦夷務始末（同治朝）』卷72〔2309〕同治九年四月辛酉「突訢等奏法使羅淑亞擬往見李鴻章商辦摺」。原文は「詎該使臣（＝羅淑亞）遣其繙譯官德微理亞、於本月初五日、來臣衙門面稱“該使臣遵義教案未結、擬親身出京、由天津一帶往見李鴻章商辦”等語」。
- (42) 唐瑞裕『清季天津教案研究』文史哲出版社、1993年。事件の概略を記すと以下の通り。同治九年（1870年）、天津で疫病が流行し、教会への猜疑から群衆が騒ぎ立て、五月二十三日（6月21日）、突き上げられた天津の地方官憲がフランス天津駐在領事に教会への立ち入

り調査を求めたところ、領事のフォンタニエは激怒、崇厚のもとに乗り込んで威嚇発砲・サーベルで机をたたくななどの暴行をはたらき、さらに外に飛び出して群衆の中にいた知県に発砲、知県の従者が死亡。怒った群衆はフォンタニエと随行者を殺害、フランスの教会・領事館や他国人の教会も襲撃、多くの犠牲が出た。

- (43)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻73〔2378〕同治九年六月癸亥（1870年7月26日）「崇厚奏法水師提督都伯理到津曾國藩觸發舊疾求派重臣摺」。
- (44)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻73〔2386〕同治九年六月甲子「曾國藩又奏委曲求全時時設備片」。
- (45)毛昶熙が北京に戻る際、陳欽と劉錫鴻を天津に留めていることからわかる。中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「咨報具奏接印任事日期及隨帶各司員分別留津各摺片抄録知照由」01-12-042-01-027を参照。
- (46)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻74〔2391〕同治九年七月甲戌「毛昶熙奏抵津會商大概情形摺」。
- (47)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻74〔2392〕同治九年七月甲戌「廷寄」。
- (48)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻74〔2407〕同治九年七月丁丑「崇厚奏體察情形即來京陛見摺」。
- (49)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻74〔2408〕同治九年七月丁丑「廷寄」。
- (50)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻74〔2418〕同治九年七月庚辰「奕訢等奏法羅使到京辯論情形摺」。
- (51)『李鴻章全集』安徽教育出版社、2008年、全39冊（以下『李鴻章全集』）4奏議（四）T9-08-002、同治九年八月初六日「調任直隸謝摺」。
- (52)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻76〔2469〕同治九年八月辛丑「李鴻章奏行抵直境派兵分紮晉豫邊界摺」。
- (53)中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「咨報具奏接印任事日期及隨帶各司員分別留津各摺片抄録知照由」01-12-042-01-027。
- (54)『李鴻章全集』30信函（二）T9-10-005、同治九年十月初五日夜「覆丁雨生中丞」。
- (55)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻77〔2523〕同治九年九月己卯「毛昶熙奏敬陳管見請撤三口通商大臣摺」。
- (56)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻78〔2561〕同治九年十月壬子「奕訢等奏遵議毛昶熙請撤三口通商大臣摺」。
- (57)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻78〔2562〕同治九年十月壬子「廷寄」。
- (58)『李鴻章全集』30信函（二）T9-09-039、同治九年九月二十六日「覆丁日昌」に「聞毛旭翁疏請直督兼管通商海防、交總署議覆、又俟侯相至京商奪、未知確否。鄙人奉留彈壓、一時不能回省。子敬在此賦閑、或者津海關道可望入選。」とあり、『李鴻章全集』30信函（二）T9-10-005、同治九年十月初五日夜「覆丁雨生中丞」に「總署與吏・戸會議直督兼通商之件、日久尚無明文。若添設津海關道、子敬其選也。朗軒在滬、尚得民心、可無更易。」とある。「子敬」は陳欽のことである。
- (59)『籌辦夷務始末（同治朝）』巻78〔2570〕「李鴻章奏遵旨酌議應辦事宜摺」3170-3171頁。同治九年十月二十八日（1870年11月20日）付け。原文は以下の通り。
「目前最急者、須先添設海關道一員。查咸豐十年十二月間、崇厚由長蘆鹽政改授三口通商大臣、職分較卑。按照條約、並無載明通商大臣與領事交涉儀式、往來公文、俱用照會平行。迨

崇厚洊升侍郎、相沿已久、礙難更改。茲臣以總督兼辦、又蒙特頒欽差大臣關防、各國和約、載有專條、未便過事通融、致褻國體而啓外人驕慢之漸。且臣曾兼任南洋通商大臣五年、舊例尚在、未可前後易轍。計惟添設海關道、比照各口現辦章程、責成道員與領事官・稅務司等、商辦一切、隨時隨事、稟臣裁奪。其有應行知照事件、臣即割飭關道、轉行領事遵照。至往來會晤儀節、務即斟酌適宜、此等事理雖小、動關體制、不敢不慎。又中外交涉案件、洋人往往矯強、有關道承上接下、開論調停、易得轉圜、不獨常洋兩稅須人專管也。」

- (60) 『籌辦夷務始末（同治朝）』 卷78〔2572〕 同治九年十月庚申「上諭」3175頁。
- (61) 『籌辦夷務始末（同治朝）』 卷78〔2584〕「李鴻章奏津海關道章程七條呈覽摺」3190頁。十一月初八日（12月29日）付け。原文は、「查天津添設海關道、原期遇有中外交涉事件、先由關道與各國領事官會商妥辦、再行詳稟、以歸簡易。若事關重大、或關道與領事官意見不合、未能妥速了結、始稟請督臣覈示飭辦、免致輒因細故、便須督臣親身與領事官接見辯論、蓋顯示以昭條約、即隱示以維體制也」。
- (62) 葉前掲論文「三口通商大臣裁撤原因探析」75頁右段を参照。
- (63) 1858年のイギリスとの条約中、第七条に「領事官と道台が同格、副領事官と知府が同格」という規定がある。同じく1858年の各国との条約中、ロシアは第五条、アメリカは第七条、フランスは第四条にこれに相当するような規定があるが、同じ文言ではなく、表現にかなり幅がある。例えばフランスは「大法國大憲與中國無論京内京外大憲公文往來俱用照會。大法國二等官員與中國省中大憲公文往來俱用申陳、中國大憲用割行、兩國平等官員照相並之禮」、アメリカは「大清國大臣與大合衆國大臣公文往來應照會字樣。領事等官與中國地方官公文往來亦用照會字樣、申報大憲用申陳字樣」というような具合である。『中外旧約章大全』第一分卷（1689～1902年）上冊、中国海関出版社、2004年を参照。すなわち、各国の規定に幅があり、また通商大臣については定められていないため、1870年段階では慣例で対応が行われていたと考えられる。
- (64) 第三章第1節前半で述べたように三口通商大臣は、元々は恭親王等に從属する官員の天津駐在という扱いの崇厚から、毛昶熙（工部尚書・総理衙門大臣、崇厚来京中に代理）～成林（大理寺卿・総理衙門大臣、崇厚の代理扱い）と推移して、直隸総督李鴻章の兼任となる。また、同治元年十二月に直隸総督であった文煜が罷免され新たに劉長佑が任命された際、劉が赴任するまで崇厚が直隸総督を代理し、三口通商大臣は総理衙門大臣・戸部右侍郎であった董恂が代理を務めている（『大清穆宗毅（同治）皇帝実録』 卷53、同治元年十二月甲辰、41葉表・46葉裏・47葉裏）。従って、官制上には明確な規定がなく、先行研究の記述も曖昧であるものの、このように表現できよう。
- (65) 『籌辦夷務始末（同治朝）』 卷78〔2570〕 同治九年十月庚申「李鴻章奏遵旨酌議應辦事宜摺」3171頁。原文は「查直省道缺、各當要地、無可改并。天津道承辦海運、每年南漕百萬石、由該道陸續接運赴通、煩難已極、未能兼任洋務、致有偏廢。相應請旨准令添設津海關道一缺、專管洋務及新鈔兩關稅務」。
- (66) Leung Yuen-Sang（梁元生）, *The Shanghai taotai: linkage man in a changing society, 1843-90*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1990. 等を参照。梁氏によると、津海関道の任命は外補であり（114頁）、地方での問題解決を重視する中央の姿勢が伺えよう。ただし、天津道は簡放とされた（前掲頁）。葉前掲論文「三口通商大臣裁撤原因探析」によると、三口通商大臣の時、天津の官吏の任命は主として直隸総督が推薦していたが、三口通商大臣も人事に参与していたという（73頁右段）。本稿ではこうした人事権までは検討することはできなかった

ため、今後調査していきたい。

- (67) 本稿の特に第三章の議論は葉開鋒氏の議論による所も大きい。ただし、葉氏は三口通商大臣自体の性質を議論の中心としており、「清季三口通商大臣職能考述」では三口通商大臣の職能が崇厚と不可分であった点を強調している。従って「北洋大臣」の系譜として三口通商大臣を捉えるという見方は乏しく、筆者がここで述べるような見解・結論には到っておらず、三口通商大臣と北洋大臣の違い及び連続性は曖昧なままになっている。註3も参照。
- (68) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻77〔2535〕同治九年九月丁亥「奕訢等又奏議覆成林奏日本來函摺」。
- (69) 外務省編纂『日本外交文書』第三卷、日本国際連合協会、1938年（以下『日本外交文書』3巻）〈142〉。
- (70) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻77〔2535〕同治九年九月丁亥「奕訢等又奏議覆成林奏日本來函摺」。
- (71) 『日本外交文書』3巻〈141〉付属文書3。同治九年十月初八日付けとなっている。原文は「貴国今欲中国通商立約、應俟貴国有特派使臣到津、中国自當奏請欽派大臣會議章程明定條約、以垂久遠而固邦交」。
- (72) もちろん、北洋大臣としての顔と直隸総督としての顔とどちらが前面に出るかという違いが場合ごとにあるだろうことは容易に想像できる。外政においてはそのどちらの顔が出るか曖昧な役職ができた、とひとまずは考えておき、今後具体的な事例を検討していくこととしたい。
- (73) 註5、註30。坂野氏は三口通商大臣の改編を「地方大官を巻き込む」ある種の通過点としてしか見ていないといえるが、本稿で述べてきたことを踏まえるなら、三口通商大臣の改編が一つの到達点・転換点として考える側面も強調しておきたい。
- (74) こうした見方は1950-60年代に確立され、そのまま今日まで引き継がれている。日本では坂野正高氏の研究の影響が大きい。氏はS. M. Meng（蒙思明）, *The Zongli Yamen: Its Organization and Functions*, Cambridge: Harvard University Press, 1962. を見ており、総理衙門の権力については同様のことが述べられている。特に58-60頁を参照。坂野前掲書『近代中国外交史研究』447-448頁によると、この蒙氏の著作は1949年にハーバード大学に提出された未公刊学位請求論文で、坂野氏は1953年に同大学のフェアバンク教授の厚意によって見ることができたという。坂野氏はこの著作を見て「総理衙門の四〇年間の活動について機構の発展との関連で研究をしたい」という計画を放棄することにしたというので、元を正せば蒙氏の議論に由来するところもある。総理衙門内の組織と地方の開港場を中心とした組織とがいかに関わっていたのか、人的な流れはどうなっていたのか、そういったより詳細な実務的側面を踏まえての総理衙門と北洋大臣の関係性について、本稿では論点が分散してしまうこともあり、特に掘り下げることができなかった。このことについては、蒙氏からの議論をより根本的に批判するためにもおさえておく必要があるため、今後の課題としたい。なお、Rudolph, Jennifer M., *Negotiated power in late Imperial China: the Zongli Yamen and the politics of reform*, New York: Cornell University Press, 2008. は、例えば139頁で蒙氏の論に異議を唱えるものの、議論が不十分である。
- (75) 上野聖薫「書評 岡本隆司、川島真編『中国近代外交の胎動』」『歴史の理論と教育』第135・136合併号、2011年も、総理衙門の外政全般への取り組みを李鴻章と関連づけて究明する必要性を説くが、上野氏の関心は特に李鴻章がいかにして外政に参画するようになったか

にあること、さらに「1860年代初頭の中国における上海欽差大臣改編論議」では中央と地方の意見対立を論点にしている、無意識に総理衙門と地方大官の二項対立を前提に考えてしまっている。

- (76) 根無新太郎「一八六〇年代における神機營について——清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察——」『史林』98巻4号、2015年を参照。